

大雪による農産物等の被害を受けた方へ (令和6年12月以降の雪害によるりんご生産関係被害への支援対策)

【農林水産省（国）の支援対策】

被害果樹の植替えや、これに伴う未収益期間の幼木管理経費支援と併せて、苗木の供給が追いついていないことを踏まえ、植替えまでの間の病害発生抑制や苗木の増産を含めた中長期にわたる特別対策を実施します。

①生産性の回復・強化に向けた改植等の取組支援

改植の支援（りんご）

（10a当たり）

同一品種への改植、1本単位の改植	17万円
被災樹体を活用しながらの漸進更新	15万円
省力樹形への転換	73万円
未収益期間の支援	（10a当たり）
4年分を初年度に一括交付	22万円

②改植までの病害まん延の防止に向けた取組支援

（10a当たり）

罹病枝の撤去・処分、地域での薬剤散布	2.5万円
被害の甚大な樹体の伐採・伐根・撤去	3.1万円

※おおむね8割程度の収穫減が見込まれると市町村が認めるものが対象。

①の事業は令和8年度以降も適用。・事業の詳細は、2ページをご覧ください。

【青森県の支援対策】

雪害による果樹生産への影響を抑え、早急に産地の再生を図るため、被害を受けた県内の果樹生産者に対し、被害果樹の復旧や撤去に必要な作業用機械の借上げに要する経費を支援します。

お問合せは、各産地協議会（P4）へお願いします。

詳細は→
こちらから



りんご等果樹雪害復旧緊急支援事業（実施中）

対象経費	作業用機械（バックホー等）の借上げ経費	対象機械	バックホー、トラクタ、ウッドチッパー、薪割り機等
補助率	借上げ経費（税抜き）の2/3以内 (千円未満は切り捨て)	申込期限	令和7年8月末日まで

〈留意事項〉

- 令和6年12月1日から令和7年8月31日の期間に借り上げた経費が対象となります。
- 園主が、バックホーの運転資格を有していないなど、やむを得ない理由がある場合に限り、オペレーターを伴う借上げ経費も対象となります。（1日当たり26,000円が助成額の上限）
- 借上げする作業用機械は、復旧規模等に照らし合わせて、過剰な能力とならないようにしてください。

【弘前市の支援対策】

令和6年12月からの大雪によるりんご樹等の幹割れや枝折れ被害の拡大を防ぐため、令和6年10月1日から令和7年3月31日までに購入した融雪剤・塗布剤の購入経費を支援します。

また、修復できない被害果樹の補植・改植や被害果樹の補強等に要する苗木及び支柱の購入経費を支援します。

①の詳細は→
こちらから



①雪害対策りんご園地融雪等事業（実施中）

対象経費 (交付額)	ア 融雪を促進するための融雪剤の購入費 イ 枝折れの修復、腐らん病等の罹患防止のための塗布剤の購入費	(上限額:480円/10a)
補助率	対象経費の1/3以内（上限あり）	申込期限 令和7年8月29日まで

〈留意事項〉

- 助成の回数は、各資材それぞれ1回までです。複数回購入した場合は、1回にまとめて申請してください。
- 令和7年3月31日までに支払いが完了した場合は領収書、令和7年3月31日までに注文し、支払いが令和7年4月1日から令和7年8月29日までに完了した場合は、領収書と注文日がわかる書類が必要です。

②雪害対策りんご園地等再生事業

対象経費 (交付額)	※ ア 補植及び改植に要する苗木 (上限なし)	イ 被害果樹の補強等用支柱 (上限1,000円/本)
補助率	対象経費の2/3以内	対象経費の1/3以内（上限あり）

※国の事業が対象とならない方（改植面積2a以下など）が対象となります。

②の事業詳細は、3ページをご覧ください。

【国:令和6年から7年までの冬季の大雪対応産地緊急支援事業】

被害果樹の植替え（改植）や、これに伴う未収益期間に要する経費を支援します。

具体的な支援の内容

被災樹体の撤去費や、改植に必要な苗木代等の支援と、改植後の幼木の管理に必要な肥料代等の経費に対し、未収益期間の支援として一括交付(5.5万円/10a×4年分)します。

補助対象となる取組	補助対象経費		補助金額(注1)
次の改植を行うために必要な伐採・伐根費、深耕・整地費、土地改良費、苗木代、植栽費、支柱費等の経費			
改植及び幼木の管理	(1)慣行樹形等への改植	りんご（普通樹） もも、ぶどう、なし、おうとう等	定額 17万円/10a以内
		りんご（わい化）	33万円/10a以内
(2)漸進更新	りんご（普通樹） もも、ぶどう、なし、おうとう等	定額 15万円/10a以内	
	りんご（わい化）	32万円/10a以内	
(3)省力樹形等への改植は、別途、お問い合わせください。			
改植に伴う幼木の管理の取組に必要な経費		定額	22万円/10a以内

同一品種への改植、他品種への改植、混植のいずれも対象となります。

注1: 1本単位での改植など、経費が10aあたりの定額に満たない場合は、改植を実施する面積(m²単位とし m²未満切り捨て)に、表に定める補助金額を乗じて得た額となります。

(下記事業活用のイメージを参照してください。)

2:漸進更新とは、被災樹体を残しながら補植をして園地を更新する取組をいいます。

【自然災害時の特例】

- ① 同一品種への改植も支援対象です。(振興品種に限ります。)
- ② 被災樹体ごと(1本単位)の改植が可能です。被災樹体を含めた改植の総面積が生産者ごとに概ね2a以上(園地をまたいだ場合を含む)であれば支援の対象となります。(通常の場合は、地続きで概ね2a以上。)
- ③ 早期の事業実施が営農再開のために必要な場合には、発災日以降(令和7年1月8日以降に補助金対象者が行う取組)であれば、補助金の交付決定日前に着手したものも対象となります。(通常の場合は、補助金の交付決定後に着手したものが補助対象となります。)
- ④ 令和8年度に改植する場合も支援の対象となります。

〈要件〉・担い手要件を満たしていること。

- ・農振農用地域内で地域計画の目標地図に位置付けられた農地において、産地計画に定められた担い手等が改植すること。
- ・果樹共済又は収入保険に加入しているか、今後、加入すること。
- ・令和6年から7年の大雪による被害を受けたことを証明できる被害証明書を提出すること。
- ・改植する品種は「振興品種」であること。

※振興品種につきましては、各産地協議会（JA）によって異なりますので、ご確認のうえ、申請してください。

〈事業活用のイメージ(定額補助の合計)〉

(例) 丸葉で改植する面積が5.4aの場合 〈樹間6m×列間6m×15本=540m² (5.4a)〉

○改植支援分 定額 17万円/10a以内	↓	○未収益分 (4年間) 定額 22万円/10a以内
5.4aだと …	※ 91,800円 … ①	5.4aだと … 118,800円 … ②

上記の①と②を合わせて、210,600円の支援が受けられます。

※実際に改植に要した補助対象経費（苗木代、土壌改良費、整地費など）が、①の91,800円に満たない場合は、国事業の対象となりませんのでご注意ください。

申込先や受付期間などは、4ページをご確認ください。

【弘前市の支援策】

被害果樹の植替えに必要な苗木と被害果樹の補強等に必要な支柱等資材を支援します。

具体的な支援の内容

②雪害対策りんご園地等再生事業

対象者は、市内に住所又は本店等を有する以下のいずれかとなります。

発災日（令和7年1月8日）以降に購入した経費が対象となります。

対象経費 (助成額)	ア 補植及び改植に要する苗木 (上限なし)	イ 被害果樹の補強等用支柱 (上限額:1,000円/本)
要件等	国の事業が対象とならない方(改植面積が2a未満、野ねずみによる食害、振興品種以外の改植)が対象	枝受け支柱(ホルダー含む)のほか、幹割れサポート用木柱も対象
対象者	生産者・生産者団体	生産者・生産者団体・農業協同組合
補助率	対象経費の2/3以内	対象経費の1/3以内(上限あり)
申請書類等	【すべての生産者等】 次の書類を持参のうえ、りんご課へ申請 ①被害状況のわかる写真 ②領収書 ③品目や本数、購入日がわかる注文書等 ④本人名義の通帳 ⑤印鑑(認印)	【JAから購入するJA組合員】 JAが申請手続きを一括して行うため、市に対する申請は不要。 【JA以外から購入するJA組合員 及び組合員以外】 次の書類を持参のうえ、りんご課へ申請 ①領収書 ②品目や本数、購入日がわかる注文書等 ③本人名義の通帳 ④印鑑(認印)
申込期限	令和9年1月15日(金)まで(予定)	令和8年1月16日(金)まで

【申請要件等】

- 苗木の助成は、農振農用地域内で地域計画の目標地図に位置付けられた農地において、補植・改植する苗木とします。
- 雪害等の状況は、写真、被害証明書、現地調査等で確認します。
※ご不明な点等がございましたら、市りんご課にご相談ください。

注：助成の回数は、それぞれ1回までです。（複数回購入した場合は、まとめて1回で申請。）

〈事業に関するQ&A〉

Q1. すでに購入した支柱や苗木は助成の対象になりますか。

- A1. 国の事業と同様に令和7年1月8日以降に購入したものを対象とします。購入日の確認は、注文書や領収書の領収年月日で確認しますが、助成金の申請には領収書が必要となりますので、支払いが完了してから申請してください。

Q2. 国事業の申請要件にあてはまるが、国に申請しないで市に申請することはできますか。

- A2. 今回の国事業は、自然災害の特例により、改植の総面積が生産者ごとの合計で2a以上の場合に対象となりますので、国の大雪対応産地緊急支援事業を申請してください。

Q3. 苗木助成の申請本数に制限はありますか。

- A3. 市の事業に該当する方は、雪害等のあつたりんご樹等の補植に要した本数とし、本数に制限は設けません。

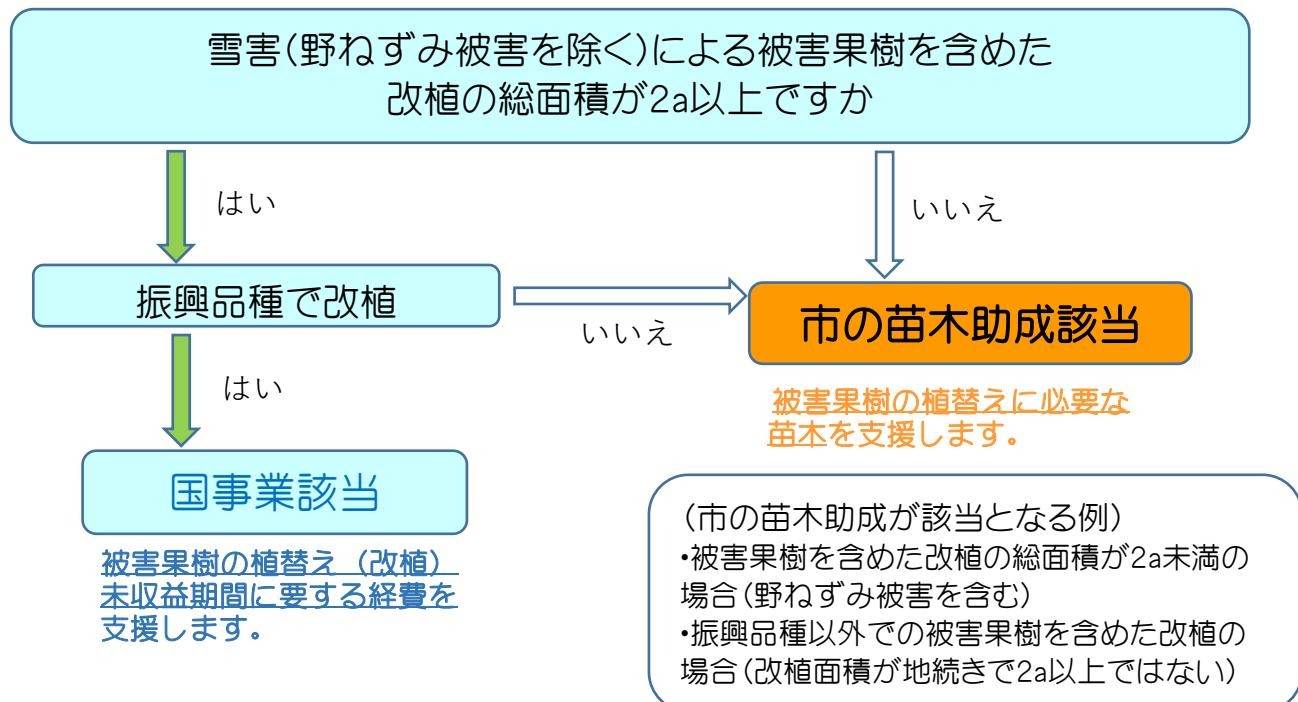
Q4. 枝受け支柱をJAとJA以外からも購入した場合の申請方法はどうなりますか。

- A4. JA組合員は、JAから購入した分の申請はJAが組合員分を一括して市に申請しますが、JA以外から購入した分は、個別に市の窓口(りんご課)へ申請してください。りんご課への申請は、1回にまとめて申請してください。

【お問合せ先】弘前市役所 前川本館3階 農林部りんご課生産振興係 Tel 0172-40-7105

国と市の雪害対象事業(フロー図)

○発災日(令和7年1月8日)以降に対象者が行う取組が対象となります。



○国事業の申込方法

- (1) 申込先 農協組合員は各JAの窓口、組合員以外は弘前市農林部りんご課生産振興係
- (2) 受付期間 JAつがる弘前組合員 令和7年7月22日(火)から10月10日(金)まで
 JA相馬村組合員 令和7年8月8日(金)から8月29日(金)まで
 JA津軽みらい組合員 令和7年7月22日(火)から9月30日(火)まで
 ※各JAの組合員でない方は、市りんご課での受付となりますが、お住いの地域のJAでの受付期間内にお申込みください。
- (3) その他 計画図面等の必要な書類は、各申込先でご確認ください。

○お問合せ先

- | | |
|-------------------|--------------|
| 弘前市農林部りんご課生産振興係 | 0172-40-7105 |
| JAつがる弘前農業振興課 | 0172-82-1090 |
| JA相馬村農業振興課兼審査課 | 0172-84-3215 |
| JA津軽みらい石川グリーンセンター | 0172-92-3311 |